

ポイント①

リフォームの勧誘を受けた場合は、その場で即決しない!

突然家にリフォームをすすめてくる事業者がやってきたらどうしますか?即決せずに、必ず一旦考えて下さい。

工事をする場合、必ず複数の事業者から見積りを取り、工事前後の写真等の記録を事業者からもらいましょう。

飛び込みの「点検商法」は特に要注意です。



勧誘手口

- ・近所で工事をしているものですが、古い住宅設備のままのようです。光熱費が安くなるので、すぐに最新の設備に交換した方が良いですよ。
- ・今なら近くで工事をしているので、すぐに契約してもらえると特別に割引しますよ。
- ・国の制度改正で省エネリフォームが義務化されたので、ご自宅のリフォームが必要です→※実際には義務化されていません。
- ・知らない業者が「今日は無料(又は特別料金)で点検に来ました、と上がり込み、点検後に「〇〇に不具合が見つかりました。このまま放置しておく大変なことになります」と不安をあおり無理矢理契約させられる。

ポイント②

しつこく勧誘された場合には、あいまいな断り方をやめきっぱり断る!

断った消費者に再度しつこく自宅で勧誘することは禁止されています。

しっかり意志をもって断りましょう。



ポイント③

対応に困ったら、一人で悩まず相談を!

自宅を訪問した事業者からリフォームの勧誘を受けた場合、契約しても、8日以内であればクーリング・オフができます。

短期間に訪問して次々と不要な工事を販売されたときには、1年以内は契約の解除を行うことができる場合もあります。



重要なお知らせ

これまで2カ月に1回、年6回発行してきました広報誌「つないどお?」ですが、**2023年度から年5回の発行**とさせていただきます。これまでどおり、皆様の日常のお役に立つ情報、社長コラム、イベント情報などをお届けしてまいりますので、楽しみにお待ちください。また「こんな情報が欲しい」などで意見などございましたらどしどしご連絡下さい!お待ちしております!!



おかしいな、困ったなと思ったら、一人で悩まず相談を

■(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター
住まいのダイヤル ☎ 0570-016-100 または 03-3556-5147
受付時間は10:00~17:00(土・日・祝休日及び年末年始を除く)

■消費者ホットライン
188(局番なし)



実家などの空き家問題、悩んでいませんか?

悪質商法と並んで近年問題になっている「空き家・空き地」。過去に遡った相続人が多すぎて、誰も手を付けることができない、自分が相続したものの自分の持家があったり、遠方で管理できずに放置したままになっていたりと様々な問題の物件が数多くあります。

国土交通省が運営・支援を行い、各行政庁やNPOなどで「空き家・空き地バンク」の流通・利活用に取り組んでいます。法務省でも、相続により(遺言による場合を含みます。)不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

国を挙げて対策に乗り出す中、つむぎ建築舎でも空き家問題のご相談を承っております。気になっている物件がある方は一度ご相談下さい。各専門家と一緒に色々な解決方法をご提案していきます。長年暮らした大好きな家、大好きな場所。最後まで感謝の気持ちで向き合ひましょう。



悪質な 実際には必要のない工事の勧誘、短期間に次々と工事を進められる、口頭だけの契約などには要注意です!
住宅リフォームの訪問販売 にご注意下さい!!
近年、自宅を訪れてきた悪質な事業者から、実際には必要のないリフォーム工事の勧誘を受けて、工事をした結果、高額な支払いを求められるといった被害が増えています。今回はそんな被害に合わないためのポイントを押さえ、備えておきましょう。

